

かくまがわ
角間川に関する治水・利水対策の方針 ~ 答申を受けて ~

角間川における総合的な治水・利水対策について（答申）（平成15年6月24日）	角間川における総合的な治水・利水対策について（方針）
<p>1 角間川の治水対策 堤防へのパラペット設置と、河床掘削及び床固め工の水通し断面の拡幅を組み合わせた河川改修が、角間川の治水対策として妥当である。 なお、この治水対策を進めるに当たっては、現在実施している上流域での地すべり防止工事、砂防工事、治山工事を継続して行うと共に、中下流部では流路の複断面化による偏流対策、護岸強化及び日常的な堆積土砂の除去を引き続き実施して行くことが必要である。 また、堤防へのパラペットの追加は景観を害することもあるので、可能なところは盛土で対応するなど、景観的配慮を行う必要がある。</p>	<p>長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申の趣旨を尊重し、ダムによらない治水対策を策定し、長野県公共事業評価監視委員会に諮った上で現行のダム建設事業について中止する。 治水対策は、1/100 確率の治水安全度を目標とした河川改修とする。 具体的には、堤防へのパラペット設置と、河床掘削及び床固め工の水通し断面の拡幅を組み合わせたものとし、事業の実施にあたっては景観的配慮を行う。 現在実施している地すべり防止工事、砂防工事、治山工事を引き続き実施すると共に、河床堆積土砂の除去に努める。</p>
<p>2 角間川の利水対策 まず、中野市及び山ノ内町の広域的な水源調査を実施し、段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な利水対策を基本方針とすべきである。 この利水対策を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って積極的に対応することを要請する。</p>	<p>利水対策を進めるにあたり、適正な水需要量の把握について中野市及び山ノ内町と調整を行い、その上で答申に示された基本方針を踏まえ中野市及び山ノ内町と協調し取り組んでいく。</p>
<p>（1）水道水源確保に係る県の中野市及び山ノ内町への支援は、ダムによらない利水対策に変更したことによる市及び町の財政負担増を極力避けること。 このため、新たな支援策を適用してもなお実際の事業費がダムの建設の際に支出したであろう市及び町の負担を上回る場合は、補助率の変更も考慮しながら、更なる県の支援を検討すること。 また、新規水源の調査・開発について、県は市及び町と協議して協力すること。</p>	<p>新たな水源確保については、「水道水源確保に係る県の支援策」に基づき支援していく。 なお、新たな支援策を適用しても、実際の事業費がダムの建設の際に支出したであろう負担を上回る場合は中野市及び山ノ内町と協議する。 新規水源の調査等の実施方法、実施時期について市及び町と協議する。 水需要量については、社会情勢の変化なども考慮しながら見直すことを中野市及び山ノ内町に助言する。</p>
<p>（2）これまでの中野市及び山ノ内町の地下水や表流水の調査は十分でなかったため、井戸による水源確保に当たっては、広域的高精度の調査を行うこと。 また、段階的な水源整備を行うなかで水需要量についても社会情勢の変化なども考慮しながら見直すこと。</p>	
<p>（3）水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関して、長野県独自の発想に基づく利水対策としてその可能性を検討すること。</p>	<p>砂防堰堤は現行制度において水利権設定の前提となる流量調整を行うことができないが、既存の機能を活用することも含め多面的に検討していく。</p>
<p>（4）水利権の調整については、県が仲介役となり、当事者間の話し合いを進めること。</p>	<p>水利権については、当事者間の話し合いによることが原則であるが、県としても助言、協力する</p>
<p>（5）水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用を検討してもなおかつ水資源に不足を生じる場合には、適正な不特定容量を合わせ持つ新たな利水ダムを考慮することもやむを得ない。</p>	<p>新規水源の調査等の実施方法、実施時期について市及び町と協議する。</p>
<p>（6）公共施設や家庭に雨水貯留施設を設置する等の雨水利用や節水も今後の課題であり、県はこれを積極的に支援する制度を設けること。</p>	<p>各戸における雨水貯留施設の設置については、樹木・草花への散水の利用や災害時の生活用水への利用が可能であり、節水の面で効果が期待できるので、市町村と連携を図りながら県民への啓発や、補助制度を含めた普及促進の方法について検討する。</p>
<p>（7）治水・利水対策の実現にあたっては、「流域協議会」を設置して行政と住民が連携してより良い対策となるよう努力すること。</p>	<p>総合的な治水・利水対策を進めるにあたって、「流域協議会」の活用など、地域住民と行政との密接な連携を図る。</p>